

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 向陵会（以下「事業者」という。）が設置する乙訓ひまわり園相談支援事業所（以下「事業所」という。）が実施する指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 指定地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 指定地域相談支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、公正中立に行うものとする。

4 前各項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定地域相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 乙訓ひまわり園 相談支援事業所

（2）所在地 向日市上植野町五ノ坪 13-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）地域移行支援・地域定着支援に従事する者 2名

利用者の日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、法人規定夏季及び年末年始休暇を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、法人規定夏季及び年末年始休暇を除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障がい福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) 指定地域移行支援に関する内容
 - (ア) 地域移行支援計画の作成及び評価
 - (イ) 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
 - (ウ) 障がい福祉サービスの体験的な利用等に係る同行による必要な支援
 - (エ) 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
- (4) 指定地域定着支援に関する内容
 - (ア) 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - (イ) 訪問等による利用者の状況の把握
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、向日市、長岡京市、大山崎町とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の14第3項の規定により算定された指定地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 2 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定地域相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を

利用した場合には、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 乙訓以外の事業所及び関係機関に訪問した際にかかるであろう公共交通機関の費用

4 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第2項及び第3項の費用の額に係る指定地域相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、指定地域相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 法定代理受領により市町村から指定地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 第9条第1項の法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡

(5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した指定地域相談支援に対する利用者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第11条の第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 事業所は、その提供した事業に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者等に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後6カ月以内

（2）継続研修 2回

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。